

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年5月19日 開会時間・午前・午後1時00分 閉会時間・午前・午後2時09分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 粟津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 <input type="radio"/> 議員間の申し合わせ事項等について <input type="radio"/> 代表質問の順番について <input type="radio"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> • 6月定例会について • クラブ室の部屋割について • 仏教会の戦没者追悼法要について • 管内視察について 	

【開会＝午後 1 時 00 分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。川柳議員からは欠席の連絡をいただいております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では、傍聴を許可いたします。

それでは、次第 1 番、議員間の申し合わせ事項等について、事務局から説明を願います。

議会事務局長

それでは、議員活動に関する申し合わせ、確認事項についてご説明いたします。この関係につきましては、改選後の皆さん全員に、今までありました申し合わせ事項の確認を最初にしていただいているものでございます。2期以上の皆さんには前回の改選後の令和元年 5 月にご確認いただいたおり、それ以降、変更や追加された状態のものとなっております。本日ご確認いただけましたなら、本日付けをもって確認日とさせていただきますので、確認日を入れ、条例関係とあわせて皆さんにお配りしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

藤川議長

ただいまの事項につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

佐藤議員

議員活動に関する申し合わせ事項（平成 7 年 5 月 18 日）の方なんですけど、第 16 の上に慶弔に関する事項というのがあるんですが、これちょっとよくわからないんですけど、これは含まれているのでしょうか。全部削除と書いてあるように見受けられて、よくわからなかつたので、ちょっと伺います。

藤川議長

慶弔に関する事項、おそらく申し合わせの方に入っていると思うので、ちょっと事務局から説明願います。

議会総務課課長
補佐

ただいまお尋ねがありました、134 ページの慶弔に関する事項についてでありますが、こちらは議員活動ということではなく、別に設置しております羽島市議会議員互助会での対応になりますので、関係する規定については、全

	削除ということになっております。
佐藤議員	ありがとうございました。そういうことであれば、ここ のカッコ書き自体を消していただいた方がわかりやすい かも知れませんけど、以上で終わります。ありがとうございました。
後藤國弘議員	申し合わせ事項に関しては終始いろいろあると思いま すけれども、例えば、この例規集の中の 136 ページ、役 員就任の範囲というのが表になっていますけれども、いろ んな協議会とかそういうものに関しての物で、いわゆる 公的補助を受けているかどうかということで書いてある と思うんですけども、様々な協議会自体がいろんな方向 で補助金を打ち切ったとか、新たに補助金が出たとかとい うのがあると思うので、この表自体があまり意味を成して こないんじゃないかなと思いますので、表自体は削除され た方がいいのではないかと思っております。136 ページ 自体がかなり前の表でありますて、確かにこれができたのは 平成 24 年ぐらいだったと思うんですけど、それ以降いろ んな団体等もありますので、表自体を作ること自体が意味 を成していないんじゃないかなと私は思っていますが、こ れも 1 回見直した方がいいんじゃないかなと思いますし、 もう 1 つは 133 ページのところで、質疑、一般質問、討 論に関する時間がありますけれども、これについても質疑 なんかは予算決算特別委員会ができる前の時間だと思 うので、この辺も一度見直した方がいいんじゃないかなと、 そういうふうに思っております。
藤川議長	ただいま 2 点ご意見がございました。1 つは 133 ペー ジの発言時間の関係の規定、もう一つですが、136 ペー ジのこの表に関連して、おそらく 135 ページの第 29 の ところ、別表 1 に定めるものとするというところも関連し てくると思いますけれども、これについてご意見等ござい ますか。
堀議員	136 ページの議員活動に関する申し合わせ事項の第 29 関係で、役員就任の範囲、これが今回の選挙というか、 そこまで生きていたんじゃないかということを思います。 これに符合する関係の人というのは、どうなるかというと ころを、ちょっとまた検討をお願いします。
佐藤議員	この 136 ページの別表 1 の役員就任の範囲のところ

	で、下部の長というところで、「=」と「×」いうのが並列的に書いてあるところが、羽島市交通安全連絡協議会以下たくさんあるんですが、ちょっと意味がわかりかねまして、どういった意味なのでしょうか伺います。
藤川議長	下部の長が、下の方に書いてある、自動的に上部役員になるケースがございまして、私が答えてよろしいですか。事務局から説明いただいた方がいいかもしませんが。
議会総務課課長補佐	こちらの「=」と「×」を併記した部分につきましては、私の記憶では下部の長となった時点で上部役員となってしまうことから、下部の長というところの時点で×になってしまふという意味合いということで、確か記憶しております。以上です。
佐藤議員	ちょっとまだ説明の意味がわかりかねるんですが、下部の長がそのまま上部役員になるというのはどういうことを指しているのでしょうか。
議会総務課課長補佐	下部の長と言いますと、例えば足近町、小熊町、正木町ということで町がありまして、例えば町の支部長というのを置かれている団体もあるかと思います。そういう町の支部長という身分を預かった時点で、いわゆる役員会、上部役員に構成されてしまう団体がある場合、そういうもののいわゆる長の代表になってしまいますと、これは上部の役員になってしまふので、その時点でこれは「×」になってしまいますと、そういう意味合いになると思っております。
佐藤議員	ちょっとよくわからないんですけど、もしわからないときは個別にご相談させていただければ大丈夫でしょうか。
議会総務課課長補佐	そういう場合にはお尋ねをいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。
藤川議長	佐藤議員におかれましては、上部役員、下部役員について、個別にお尋ねいただければと思います。 後藤議員のご指摘なんですけれども、この135ページの第29が、市から補助金を受けている団体の役員に就任しないという決まりがあつて、どんな団体なんですかというのを別表1、136ページに定めているんですが、市から補助金を受けている団体が変わっているんじゃないかな

	<p>と、昔は補助金を受けていたけど、補助金は毎年変わりますから、予算によって変わりますから、今は受けていない団体があるんじゃないかなと、本当にこの表の通りなのでしょうかというようなご指摘であったと思うんですけれども、このあたりを見直していく必要がある、今の実態に即して合わせていく必要があるんじゃないかなというのが一つポイントであると思います。それについてご意見ございますでしょうか。</p>
花村議員	<p>今、議長言われたように、見直ししていくことは必要であると思いますし、そして、就任の範囲をなくすということはやめていただきたいという意見を申し上げます。</p>
豊島議員	<p>後藤議員のご発言、見直しということ、必要だと思っております。ずっと見ますと、私もしっかり見てなかったのはいかんですが、例えば羽島市体育指導委員会という、現在、体育指導員という名称とか、役職はもうないので、後藤議員おっしゃった通り、常日頃見直しというか、必要かと思って、賛成です。</p>
藤川議長	<p>概ね見直すことについて、ご同意を得ていると思いますが、条文の方の関係も出てくると思います。135ページの方に向かって、別表1というふうに書くと、毎回毎回その都度変更があるたびに、毎年予算の関係で見直していくかいけなくなりますので、例えばですが、この文面を議員は自治委員を兼務しないから始まりまして、4行ありますが、最後の行を「しないものとする。」というルールだけ定めておいて、表は毎年変更があるたびに確認する这样一个形をとった方が柔軟に対応できるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
後藤國弘議員	<p>この29条がある以上、この表自体、意味を成さないと私は思っていますので、いわゆるこの表に示されていない協議会とか、そういう会の長が補助金をもし貰っていたとしてもOKには多分ならないはずなので、表自体はあまり、こういった縛りがあれば表自体はあまり意味がないんじゃないかなと、その都度長になるところは、補助金もらっていますねということで、その都度だめですよという判断をしていけばいいと思いますが、どうでしょうか。</p>
藤川議長	<p>表はこういった申し合わせに載せずに、条文の方でルールだけ定めていくという方向で、そういうご意見でしょ</p>

	うか。わかりました。
堀議員	この1年の中に、ある団体の方から、市会議員としてどうかという問い合わせを受けたわけです。その場合、私はこの表が参考になるというところで、私もそれぞれ今、後藤委員が言われたように、その他の団体があるんじゃないかなと、だけど、ここに一覧表が示されておりますので、これに類する形で判断するというところで、その方にはお知らせしたわけです。だから、ある程度、こういう表がある、だけど、条文だけでは判断基準が我々として、個人として聞かれた場合、本当に迷うわけです。だから、ある程度これは一部かも、その他に補助金を受けている団体があるかもわかりませんが、これについては皆さんが認める団体だということで、この団体を載せて悪いというわけではありませんので、ある程度の使用という形で、判断基準という形で、これだけ今まで表がありましたので、この表については、私は載せておいていただいた方が、それぞれの団体での判断基準が明確になるというふうに思っております。
藤川議長	ただいまのご意見ですが、この表というのは、ルールを基に作られているもので、そのルールに基づくと、補助金がもう出ていない団体があるんじゃないかなという、つまりこの表が間違っているんじゃないかなというところの、まず見直しが必要ですよねという意見がありました。その都度予算が決まるたびに、毎年毎年この表を更新していくかなきやいけなくなる、皆さんのお手元の冊子もホチキス止めをし直さないといけなくなりますので、表は別で作成して、ルールはルールとして載せて、表は堀議員言われるよう、皆さんの基準になる、目安になるので予算とかが変わるたびに、何か変更があるたびに皆さんにお知らせするという、そういうふうでどうでしょうかという、そういったご意見ですか。
堀議員	今、議長言われるような形で結構かと思います。しかし、それほど毎年補助金を受ける団体がコロコロ変わるものではありませんので、大体はずっと補助金を受けている団体というのは、それほど、毎年見直しをしなければいけないというくらい変わるわけじゃないと思いますので、それについては事務局の方で補助金を受けていたけど受けなくなつたというような団体については、一覧表の方の訂正を毎年ぐらいでしていただければ、それで十分じゃないかというふうに思っています。

藤川議長	<p>この表ですが、堀議員の言う通り、そんなに変わるものではないと思います。後藤議員のご指摘は、ルールがでてからだいぶ長いこと時間が経っていて、変わっている部分があるんじゃないかというところがございましたので、今の現状を事務局の方でチェックをしていただいて、目安になる表は更新していただけたらと思いますし、あと、方向性としまして、条文の修正で29の修正で、そちらの方もルールのみを明示して、表の方は定めないようにすると、載せないようにするといった形での運用ということですかがかと思いますが。</p>
豊島議員	<p>第29について、議長おっしゃるように、先ほど繰り返しになりますが、4行目までにきちんと自治委員とか補助金を受けている団体、役員、下部組織は、しないものとか、明記されていまして、4行目の最後のところで、その前のところで、「しないものとする」で、それで条文としては言い切っておけば可能かなと思いますが、これは意見です。</p>
安藤議員	<p>私事というか、私、羽島レクリエーション協会の理事を務めておりまして、この前会長と面談したときに、議員になられたので、理事から外させていただきますよという申し出を受けましたので、そういうこともありますよという。</p>
藤川議員	<p>先ほど話については、堀議員が最初の方でご指摘されたと思うんですが、このメンバーの中で、この表に該当する方がいらっしゃったときには、表の通りに申し合せを守っていただきたいというところは大事なので、特に新人の方も議員になったけれども、今実はこういう役員になっているとか、そういうことがある場合には、事務局の方と確認していただけたらと思います。ただ、この表が正しくない状況があります。新たな表に照らして新たな現状に即して、事務局の方と確認をしていただけたと思います。</p>
	<p>では、この関係については、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか、ご異議ございますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
藤川議員	<p>ご異議なしと認めまして、そのような形で進めさせていただきたいと思います。そしてもう一つ後藤議員からご提</p>

	案がありました、133ページの時間についてなんですか れども、これについてご意見はございますか。
花村議員	今の予算決算特別委員会があるからというお話でありましたけども、予算決算特別委員会も議決でもってやっていることありますので、今後、予算決算特別委員会がずっとやられるかどうかということについても不透明でありますし、時間については、かつて私、質疑の時間70分を超えたこともあったんですけども、これはこのままで置いておくのがいいと思います。
近藤議員	我々の仕事は、まずいろんなことを質問したり意見を言ったりするのが、まずそれが仕事だと思いますので、今まで通りで何ら問題ないと思います。
藤川議長	変更してはというご意見と、そのままで良いのではないかというご意見がございました。他にご意見なければ、このままでいいか、見直すべきだという2つの意見に対して皆さんのお考えをお聞きすることになりますけれども。
山田議員	これは議会基本条例のときに、議会改革特別委員会で、結構この時間というのはもんだんですよ。もんだ結果が元の通りというふうになっているという、現在、質疑が70分、一般質問が50分、討論が10分というふうに決定している感もある。まだ4、5年くらい前の話じゃないですか。ひょっとしたら、調べてもわかります。これを別に、あえて今変える必要は私はないと思う。
藤川議長	後藤委員のご意見ですけど、議会基本条例のときに話し合った段階で、予算決算特別委員会を立ち上げましょうかという話も並行して行われたと思うんですけども、この予算決算特別委員会を立ち上げる前の状態での議論、山田議員言われたのはその通りで、ただ、後藤議員のご意見は、実際に予算決算特別委員会ができた現状において、70分かかるないんじやないかという、そういったご意見でしたので、今の実情に即して、見直してもいいのではないかというようなご意見だったと思うんですが、それを踏まえて。
豊島議員	問題提起、後藤議員されたそのことは、常日頃、お互い問題提起で、ここにありますように、一つずつ言うと、例えば70分というのも、どこかの段階で出てきたので、私

残念ながら 70 分というときにはおりませんでしたので、事務局でもしおわかりになれば、これが一点。それから、一般質問でも、例えば、羽島市は羽島市のやり方がありますからいいですけど、議長もご存知だと思う、代表質問と一般質問は時間が違うという議会も視察に行くと見受けられます。やはりそこは、それぞれの議会の議論の中で出てくると思いますので、議論をしていくということは大切だと思っております。これも今この場で即決と言うわけじゃないんですけど、ただ 70 分についても、私はちょっと答えられないで、逆に事務局にお聞きした方がと思っております。参考ですけど。

藤川議長

事務局ご存知でしたらということでしたが、70 分となっている経緯等ご存知でしょうか。

議会総務課課長
補佐

正直に申しますと、私も一番最初に来たのが平成28年度で、その当時はもう既にこの運用が始まっておりましたので、現時点におきましては、過去70分に決められた経緯については申し訳ありません、即答できる状態にありませんので、申し訳ありません。

河崎議員

私もちよつとわからないので、確認も含めての質問なんですけれども、今までの議会で、この質疑の70分というのを超える、もしくは足らないというような状況はどれくらいあったのかというのを教えていただければと思います。

藤川議長

ただいまご質問の、先ほど花村議員がおっしゃられたと思うんですが、以前、旧庁舎で予算決算特別委員会ができる以前の話ですが、70分を超過する質疑はございました。ただ、後藤議員言われている通り、予算決算特別委員会ができた後に70分を超えたことはございません。

これについてですけど、後藤議員のご提案について、じやあ何分でとかという話にもなろうかと思いますので、この関係については、本日この申し合わせを変更するところまでなかなか至らないと思います。私からの提案ですが、ひとまず本日の段階ではこの申し合わせの通りとさせていただいて、この質疑、一般質問、討論、先ほど一般質問についてもご提言ございましたが、議会改革の中で協議をしていただくという流れで、本日の申し合わせとしてはこのままということ、そして、今後については現状に即して具体的時間の分数も含めて、議会改革の方で協議をしていた

	<p>だくという方向でいかがかだと思いますが、これについて皆様、後藤議員からご提案が出ましたので、この件について、今後の協議の中でご検討いただくという方向で、本日のところは申し合わせ事項は、この時間数については現行のままという方向で進めさせていただきたいと思いますが、これにご異議ござりますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
藤川議長	<p>ご異議なしと認めて、時間数についてはこのままという方向にさせていただきます。</p> <p>他に申し合わせについて、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
佐藤議員	<p>海外視察についての意見なんんですけど、海外視察というのは、当選3回以上の議員から選出するとあるんですが、おそらく予算の関係とかで、こういった括りになっているかとは思うんですけど、海外と申しましても、場所によって、もの凄く金額が異なるんです。例えば近い例でいくと、韓国とかであれば非常に安いわけです。ヨーロッパであれば非常に高いわけですので、そもそも回数とか、人数とかで括るべきなのか、私個人的にはちょっとよくわからないので、それを考えたかったです。</p>
藤川議長	<p>海外視察についてのご意見がありました。実はこの条文に関してなんですけれども、海外視察をこの中でご経験された、あるいは行ってはいないかもしれません、見聞きされた方という方は、それがなくなったといういきさつが、過去にはあったけれども、現在では行っていないといういきさつがあるようでございまして、佐藤議員のご指摘の通り、よくわからないルールがいまだに掲載されているという状況であります、これについても、何か他の議員の皆さんでご意見ある方いらっしゃいましたら、ご意見いただけたと思いますが。</p>
山田議員	<p>だから、そういうとりあえずこの申し合わせ事項について、新しい方はわからんし、そういう疑問があると思うので、そのことについては一応こうやって提起してもらったら、また後できちんと提起されたことは、議会改革でやるのか、あるいはこの中からそういう委員なり作ってでもやるのか、そしてまたもう一遍やらんと、ここではどのみち結論出ないので、そうやってどんどん進められた方がいい</p>

	んじやないですか。
藤川議長	ご意見ありがとうございます。また佐藤議員におかれましては率直な、素朴な疑問をご提言いただきまして、誠にありがとうございます。なかなか、今日ここで決めるということはなかなか難しい案件であります。ですので、検討事項として取り扱いたいと思いますが、これについても、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
藤川議長	では、そのように進めさせていただきます。 他に申し合わせ事項についてご意見等ございますか。
	(発言なし)
藤川議長	ご意見等ございませんようでしたら、先ほどの135ページの第29は変更と、それ以外は現行のままということで、136ページの表は載せないという方向で進めさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
	(異議なし)
藤川議長	では、ご異議なしと認めて、そのように進めさせていただけたらと思います。 では続いて、代表質問の順番について協議を願います。事務局から説明を願います。
議会事務局長	それでは、先ほどの申し合わせ事項の第10の3項にございますように、代表質問は人数の多い会派から行い、会派の人数が同じときはくじで順序を決めますので、2人会派の公明党さんと元気・羽島クラブさん、1人会派の共産党さん、正統派クラブさん、維新の会さんで代表質問の順番のくじを引いていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。一度で決めたいと思いますので、くじを引く順番はなしで、一度で決めますのでよろしくお願いします。
	(くじ引き)
議会事務局長	それでは、代表質問のくじの結果を発表いたします。1番目が自民清和会さん、2番目が自民クラブさん、3番目

	<p>が元気・羽島クラブさん、4番目が公明党さん、5番目が日本共産党羽島市議団さん、6番目が正統派クラブさん、7番目が日本維新の会さんの順番となります。なお、一覧表については議員ボックスの方に入れておきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
藤川議員	<p>ただいま決定いたしました順番が代表質問の順となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、その他として事務局から説明願います。</p>
議会事務局長	<p>それでは、何点か連絡させていただきます。まず、6月定例会の日程でございますが、6月議会の初日は6月8日となっております。</p> <p>次のクラブ室の部屋割りにつきましては、先日開催の議会運営委員会で協議いただきました結果をお手元の方に配布させていただきました。ご了承いただければこのようにいたしたいと思います。5月26日までにお荷物の移動をしていただきまして、5月29日からご使用いただきたいと思います。</p> <p>続いて、5月26日に仏教会戦没者追悼法要が開催されますが、その服装は議長さんは黒略礼服、他の議員さんは平服となりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、管内視察でございます。6月定例会の終了後、管内視察を予定しております。視察先はこの後行われます正副院長会議で決めたいと思いますので、正副委員長さんにご一任いただきますようお願ひいたします。全員協議会終了後、引き続きまして、各常任委員会の正副委員長さんと議会運営委員会の正副委員長さん、議長さん、副議長さんと残っていただきまして、この場所で正副委員長会議を開催したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後になりますが、12日の全員協議会でご確認いただき、議席番号順にしました議員名簿をお配りさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
藤川議長	ただいまのご報告について、何かござりますか。
南谷清司議員	先ほどのクラブ室の部屋割りの件ですが、議運の方で協議されて決定されたということですので、それはそれで結構だと思うんですけど、クラブ室というのは議員活動の大事な拠点になるところでありますので、何らかの基準なり、方針なり、考え方なりを議会の申し合わせとして明文化しておいて、その申し合わせに沿って議運で協議してい

	ただくと、そういうようにしていただいた方が透明性を確保できますし、より良いかなと思いますので、そのような申し合わせの策定を提案させていただきます。
藤川議長	申し合わせ事項に関連することでございますが、新たなルールをということでありますので、協議の中で、今後の検討事項ということで、挙げさせていただきたいと思います。これについて、ご意見ございますか。
	(発言なし)
藤川議長	特ないようですので、今後の検討事項ということで挙げさせていただきたいと思います。
	続いて、タブレット端末について事務局から報告願います。
議会総務課長	議会用タブレットにつきましては、タブレットが納品され、現在、ソフトウェアの導入等の準備等を進めております。完了次第、配布いたしたいと思います。会議での使用開始を9月定例会からと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。
藤川議長	ただいまのご報告について何かご意見等ございますか。
	(発言なし)
藤川議長	続いてですが、政治倫理審査会について、議運の報告をさせていただきますが、豊島議員におかれましては、除斥を願います。
	(豊島議員除斥)
藤川議長	先の議会運営委員会におきまして、政治倫理審査会を設置する方向で協議がまとまりましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。内容は皆さんご存知の通りですが、新聞報道されました、豊島議員の選挙公報に関する記載について、政治倫理審査会、申し合わせ事項と、政治倫理確立のための申し合わせ事項と、政治倫理審査会規程に基づいて、政治倫理審査会を設置するということが決まりました。委員におきましては、委員8名を議長が指名するということでありまして、ここで委員を指名させていただきます。委員には近藤伸二議員、花村隆議員、南

	<p>谷 佳寛議員、後藤 國弘議員、野口 佳宏議員、原 一郎議員、南谷 清司議員、佐藤 健議員の8名を指名いたします。委員会を開催していただきまして、まずは正副委員長の互選をお願いいたします。その後におきましては、委員長の進行のもとに協議を進めていただけたらと思います。日程ですけれども、正副委員長会議終了後に正副委員長の互選になりますので。</p>
近藤議員	<p>先日議運で話されたようですが、山田議員から少し私も話は聞いたんですけど、やはりそういうのを立ち上げても、やはり会派とか、どういう方向でそれを対応するかということも話しをしなければいけませんので、ちょっと期間というか、正副委員長決めるぐらいだったらしいんですけど、ある程度間をもってお願ひしたい。それから、できましたら、全員協議会に議員の大事なことがあるということで、きちっと事前に連絡していただくと、これからこういうことがあるんだなということで、前もって打ち合わせでできるものは打ち合わせしますし、急にその他でどんどんやられるのは、ちょっといかがなものかと思いますので、やはり事前にわかる範囲でメールなり FAX でいただきたいと思います。以上です。</p>
藤川議長	<p>そういうご意見というところで、事務局の方で可能な限り対応を願いたいと思います。</p> <p>今日、正副委員長会議の後、都合悪い方いらっしゃいましたらですけれども、よろしいですか。そのように委員会の開催をお願いいたします。</p> <p>豊島議員の除斥を解きます。</p>
	(豊島議員入場)
藤川議長	それでは協議を再開いたします。
近藤議員	<p>第1点は、南谷前議長のときも、くどいくらいお願いしましたけど、今度は新体制になって、藤川議長と、それから安井副議長のもとで、また1年間お世話になりますが、南谷議長のときもお願いしましたけれども、確か令和4年の3月頃でしたか、組合の資料が配布されて、度々の話でご存知だと思いますが、岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設建設について、先日も10対7で、清和会さんは反対されましたけど、10対7で特別委員会が設置されましたので、必ず議長、副議長と協力し合って、6月議会中</p>

にぜひ特別委員会を開催、当然議長が委員長ですので、当然開いていただけだと思いますが、ぜひ開いていただきたいと思います。何回かお話ししましたけれども、総事業費が確か360だったか370億で、4割近く羽島市が持つ、それから、今現在、伊賀市まで可燃物も搬送していると、そういったことで、入札の指定業者も決まったようですが、これからスケジュール、それから一番心配なのは、国の方からどれぐらい補助が出るか、大体概算でわかっていると思いますので、補助の関係、それから、残金を我が羽島市がいくら払うか、シミュレーションも当然出てくると思うんです。そういうことも諸々ありますので、ぜひ議長、副議長、責任を持って6月議会中に特別委員会を開催していただきたいと思います。白木市長のときにも、組合のことわからんということでしたけれども、組合のことわからぬなら、組合から来ていただいて、責任者柴橋さんですので、羽島市でできないなら、岐阜市から来ていただいて結構ですので、ぜひ強く要望します。それからもう1点が、全員協議会の方で意見申し上げることではないんですが、申し合わせ事項でお話が出ていまして、他の政務活動費の中で、私どもは、政務活動費はコロナの関係で大変な時期だということで、我が自民クラブは数年、全額を返納しております。それで公明党さんも返納して、去年の実績で確かに研修で6000か7000円使われた、確かに、何が言いたいかというと、政務活動費の使用目的で、研究研修費、それから調査旅費、それから資料作成費、資料購入費と、それから広報費、広聴費ということで、そういった項目がありましたけれども、たまたま先日ネットで見たら、ほとんどの会派が広報費でお金を使ってしまっているということで、それも市民へ報告することで大事なことですけれども、本来、我々議員の目的である研究研修とか、調査旅費とか、そういう費用に全く使用されていないということで、やはりそういうのが正しいということでおそらく使われていると思いますが、使い方の見直しと、それから、いつも議員の一部の方が議員の削減という話もありますけど、ぜひ、政務活動費の増額といいますか、必要なものであれば、こういった難しい時期でも増額して結構だと思いますので、ただ、広報費だけに食われている現在の形が、市民の皆さんから見たら、いかがなものかと思いますので、これはすぐ結論をいただきたいということですけれども、政務活動費は議会改革かどうかでやっていただきたいと思いますけれども、その見直しですね、ぜひこれも強く、2点要望します。

藤川議長

ただいま近藤議員から2点の要望がございました。1点目につきましては、ごみ特委員会の開催を求めるものであります。先の全員協議会でごみ特委員会の設置は決定いたしましたところであります。その際にもお話をさせていただきましたけれども、ただいま近藤議員が言わわれましたこれからスケジュール、補助金の関係、財政シミュレーション等となりますと、最初私申し上げましたが、全員協議会等で報告を受けるという形でも対応できたのではないかということでございまして、ごみ特委員会は何かを決める、決定する場所であろうかと思いますので、その決定する協議事項が今のところないという。

(「あるがね」と呼ぶものあり)

藤川議長

近藤議員あるとおっしゃいますが、決定する事項が何かあるのか近藤議員、教えてください。

近藤議員

決定事項じゃなくて、報告をまず受けないと、いろんなことを、現状を。

藤川議長

報告を受けるためにごみ特を開いてくださいというご要望ですが、その時私も申し上げましたが、報告を受けるという話であれば、より小回りの利く全員協議会でも対応ができるという話をさせていただきまして、その旨お話をさせていただいたのですが、あいにく皆様にはちょっとご理解いただけず、委員会を設置するという方向にはなりました。私の考えといたしまして、報告についてなんですかれども、何か組合の方で報告するような事項がございましたら、組合と協議の上で報告する機会を検討していきたいと思いますので、いつとか、そういうような形になりますと、ちょっと私も今ここで約束できることはございませんので、ひとまず報告事項がありましたら、そのように対応させていただくというところで、私からの回答とさせていただきたいと思います。

近藤議員

入札の関係知ってみえますか、入札の関係、どうなっています、入札の関係、ごみ特の。

藤川議長

報告を受けていませんので、報告事項がありましたら全員協議会でできるというお話をさせていただいたので。

原議員	今この6月定例会のタイトなスケジュールの中で、議員は一般質問やらないといけないですし、執行部は議案を提出する中で、このタイト中ではやるべきではないと考えます。今の議長が言われる通り、やはり重要案件のときにしっかり協議してやるべきだと考えます。
藤川議長	私も先ほどから申しておりますが、先方もありますこととして、必要な報告事項等あれば、全員協議会でもできるという話をしていますが、ごみ得でもできるわけです。だから、報告事項等ありましたら、しかるべき場所で、報告を近藤議員は求めておいでですので、報告事項がございましたら、そのように対応させていただきます。ただ、いつとか、そういったお約束はできませんということだけ、この場でご了承願いたいと思います。
近藤議員	組合議会開かれていますけど、組合議会の内容知ってますか。3月に開かれてますよ。
藤川議長	私、5月12日付けで組合議会の議員に就任をしております。
近藤議員	だからわからないでしょう、聞かないと。
藤川議長	改めて申し上げますが、報告事項等がありましたら、そのように対応させていただきます。ただ、いつというお約束はできませんのでその旨ご了承願います。 もう一つございまして、近藤議員からは政務活動費について・・・。
近藤議員	議会改革でやってもらえばいい。
藤川議長	それはいいということでしたので、この話はそれ以上は進めません。
堀議員	ごみ特を約束された、だから、特別委員会を設置するという、そういう話で約束されたわけですので、その特別委員会という名目に該当するような内容でもって、きちっとやっていただきたいと思います。だから、全員協議会の場で説明すればといういろいろな話ですが、特別委員会という名称でもって約束されたわけですので、設置するということが、それならそれ特別委員会というのはどういう形でというようなことは、ガイドラインとしてあるわけです。

	全員協議会とは違います。だから、特別委員会の設置でもって、ごみ特をお願いしたいと思います。
藤川議長	ごみ処理施設建設委員長という立場でお答えさせていただきますが、必要に応じて委員長の方で開催については検討させていただきます。判断させいただきます。
南谷清司議員	議論が堂々巡りで、なかなか進展しませんので、ごみ処理建設特別委員会の責務なり位置付けとか、そういうことを十分勘案していただいて、委員長の方に判断をお任せするのが良いのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。このまま堂々巡りの議論をいつまでも続けても仕方がないような気がするんですが。
藤川議長	改めて申し上げますが、必要な報告事項がございましたら、そのように対応させていただきます。ただ、時期については、いつというお約束はできません。それについてご了承願います。
近藤議員	先ほど私質問したでしょ、議長入札のことわからんと言ったでしょ、組合議会のことわからぬでしょ、それならきちっと報告させないかんじやないですか。
藤川議長	ですので、必要に応じて開催させていただきます。
近藤議員	必要に応じてじゃないで、これ最大の事業だよ、羽島の、360億かなんかの、いいの、こんなことやつとて、なぜ開けないんですか。
藤川議長	相手があることですので、相手にいつやりますというご了承をいただいたおりませんので、必要に応じて、今日この場のご返答といたしましては、必要に応じて委員長として判断させていただくということで、いつというお約束はできないというところはご了承願い、6月議会でというご要望ですが、6月議会ができるとは限らないということでご了承願います。
堀議員	先ほど言いましたように、特別委員会という名称で。
藤川議長	同じ議論でしたら堂々巡りになりますので、
堀議員	堂々巡りじゃないです。

藤川議長	私は答えております。
堀議員	特別委員会をやるという、特別委員会は全員協議会とは違いますよ。だから、それで今、南谷清司議員が言われます、堂々巡りと、堂々巡りじゃない、勝手な判断で一緒のこととして、全員協議会と特別委員会と、それを同じあれとして意見を言われた。それは違いますよという意見を今言っているわけです。だから、特別委員会としての設置をするということを言わされましたので、特別委員会というのはどういうものかということはわかっていると思います。だから、それに準じて特別委員会という形式でもって、委員会を開催してくださいと。
南谷清司議員	そういう形で委員長の方で開催をしていただければ結構ですので、委員長の職権に基づいてやっていただければ結構かと思います。
藤川議長	そのようにさせていただきます。
山田議員	羽島衛生組合、先ほど近藤議員も言ったように、2市2町で作っている組合なんです。それで、組合の方の議会と言われるんですが、ところが、その一つのルールとして、事前に組合が提案してくる問題については、まず事務局、うちで言うと環境部、そういう2市2町の職員がまず協議される、協議された結果を今の副市長、昔で言うと助役やね。
藤川議長	要点を簡潔にお願いします。
山田議員	そこでまず協議される、もちろん組合の方の事務局を交えてですよ、提案についていろいろ協議される。それが今度は組合議会にかかるてくるわけなんですよ。ですから、やはり我々議会もそういうものには絶えず絡んでないといかんわけです。ただ議長が理事とか、あるいはここ2年ぐらい前は副市長が理事に変わられましたけど、それで副管理者は市長なんですよ、市長と町長なんですよ。ですから、そういう一つのルールですから、特別委員会がある以上は、やはりそういう議員の中からそういう問題点が出れば、当然開くべきであって。
藤川議長	ごみ特委員会の委員長として申し上げますが、委員長の

	職権において判断させていただきます。以上です。
山田議員	職権はおかしいですよ。 (「次へ進めてください」と呼ぶものあり。)
堀議員	私の方からは、羽島市民病院経営改革特別委員会の設置を要望いたします。趣旨はといいますと、羽島市民病院の経営改革、かなり前からいろいろ呼ばれております。そして、羽島市民病院の経営が羽島市の財政面にも大きな打撃を与えていると、これは誰もが承知のことと思います。そして今回、新型コロナの5類移行でもって、羽島市民病院の経営はますます苦しくなってくるということ、これは予想されることです。だから、そこで議会としまして、羽島市民病院について、積極的に経営改革ということが呼ばれておりますので、それについての計画について議論していく、そういう場が必要であると私は思っております。そんな意味で、羽島市民病院経営改革特別委員会の設置を要望いたします。お願ひします。
南谷清司議員	ご提案があって、慎重に、丁寧に検討しないといけないと思うんですが、前回のごみ特のときにも思ったんですけど、議会のルールは、こういったことは議運で検討して、そこで案を決めて、全協なり本会議で決めるというルールだと思うんですが、そのルールに従って運営していかないと、なかなか難しい状況が出てくるかと思いますのでよろしくお願ひいたします。
藤川議長	両議員からご提言、ご指摘がございました。ただいまのご提言の関係につきましては、ご意見があったということで受けとめさせていただきます。
近藤議員	ちょっと手元に議長と副議長の岐阜新聞の記事がありまして、この中に藤川議長のコメントの中で、市の課題に財政面を上げると、それから、国の新型コロナウイルス関連の予算が減ることに関して、特に市民病院の経営に懸念を示し、市の取り組みを注視していくと、こういったことが書かれていますので、今堀議員が提案されたことと一緒にことを、議長も気持ちは一緒だと思いますので、ぜひ堀議員の提案に議員も賛同して、議長も当然賛同して、同じ趣旨のことを言ってみえますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

藤川議長

新聞報道の記事をご披露いただきました。私の考えを披露していただいたところでございます。その課題に対する解決の手法についてはご議論がございますが、ひとまず、それについては手順にのっとって検討いただく場があるということで、そういったご提言を本日いただいたところで、次の予定もございますので、本日の全員協議会はこれにて閉会とさせていただきます。

【閉会＝午後 2 時 0 9 分】